

変更届の届出方法等が変わります

(令和2年4月1日から変更)

変更届

事前に届出が必要なものと事後に届出が必要なものに分かります

1 事前に届出が必要なもの

※ 営業所等とは、「古物商の営業所」と「古物市場」のことをいいます。

- 変更の届出のうち、
- 主たる営業所等の別
- 営業所等の名称
- 営業所等の所在地



変更届出書(別記様式第5号)
変更の日から3日前までに届出が必要です。

2 事後に届出が必要なもの

- 変更の届出のうち、上記以外の変更
- ・ 個人(法人)の住所変更
- ・ 役員の変更
- ・ 営業所等の管理者の変更
- ・ 取り扱う古物の区分の変更 等



変更届出・書換申請書(別記様式第6号)
変更の日から14日(法人の登記事項証明書を添付するべき場合にあっては、20日)以内に届出が必要です。

3 届出先警察署

- ① 主たる営業所等の所在地の所轄警察署
- ② その他の営業所等の所在地の所轄警察署



①②どちらにでも届出が可能

※ 届出時において、いまだ営業所等として存在していない営業所等の所在地の所轄警察署には届出ができません。

※ 許可証の書換申請及び再交付申請は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署に提出してください。

※ **事前・事後両方の届出が必要な場合は、2回の届出が必要です。**

4 事前・事後両方の届出が必要な変更届の例

<古物商が営業所を新設する場合>

- 事前の届出～新設する営業所の名称・所在地の届出
- 事後の届出～新設する営業所の管理者の届出

<古物商(個人)が住所と営業所の所在地を同時に変更する場合>

- 事前の届出～営業所の所在地変更の届出
- 事後の届出～古物商の住所変更の届出(許可証の書換申請)
古物商が管理者を兼ねている場合は、管理者の住所変更の届出

仮設店舗営業の届出先

- ① 仮設店舗の場所の都道府県に営業所がある場合
仮設店舗の場所の所轄警察署
- ② 仮設店舗の場所の都道府県に営業所がない場合
 - 仮設店舗の場所の所轄警察署
 - 仮設店舗の場所の都道府県以外の都道府県にある営業所の所在地の所轄警察署

競り売りの届出先(ホームページを用いない場合)

- ① 競り売りの場所の都道府県に営業所がある場合
競り売りの場所の所轄警察署
- ② 競り売りの場所の都道府県に営業所がない場合
 - 競り売りの場所の所轄警察署
 - 競り売りの場所の都道府県以外の都道府県にある営業所の所在地の所轄警察署

ご不明な点は、営業所等の所在地の所轄警察署にお尋ねください。

